



山口県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年六月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道

路線名 江汐公園線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
宇部市大字船木字丸田二四二の一 地先から 同市 同大字字小名井二二六六の一 地先まで	最狭 四〇・六	最狭 一七・二	四・二	二二五・三	道路改良工 事の完了による。

山口県告示第二百四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、岩国土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和八年六月二日

山口県知事 村岡 嗣政

地 名 及 び 番 地	幅 (メートル)員	延 (メートル)長	指 定 年 月 日
玖珂郡和木町和木二丁目三四九の七	四・二	三二・〇	令和八、 五、一

山口県告示第二百四十二号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百

令和八年六月二日印刷

令和八年六月二日発行

発行所 山口県庁

六十六号)の一部を次のように改正する。

令和八年六月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中

萩市職員共済会  
理事長 相央多

を

萩市職員共済会  
理事長 恩村博

に改める。